

# 参議院議員選挙

考える、きっかけ。自分のこと。家族のこと。日本のこと。

## 7月21日(日)

### 午前7時～午後8時

投票所への車での来所はご遠慮ください。

【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎5654 - 8492～6



#### ■葛飾区で投票できる方

平成13年7月22日までに生まれた日本国民で、平成31年4月3日までに葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

#### ■住所を変更した方

住所変更の種類	条件など	投票
葛飾区に転入した方	平成31年4月4日以降に転入の届け出をした	葛飾区では投票できません。前住所地の選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
葛飾区から転出した方	平成31年4月4日以降に転出先に転入の届け出をした	葛飾区での投票となる場合があります。選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
葛飾区内で住所を移した方	令和元年6月21日までに転居の届け出をした	転居後の住所の投票所
	令和元年6月22日以降に転居の届け出をした	転居前の住所の投票所

#### ●選挙すべき議員の数

東京都選出：6人 比例代表選出：50人

#### ●投票は2種類

- ①東京都選出では「候補者名」
- ②比例代表選出では「候補者名」または「政党等名」のいずれか

#### 代理・点字投票

字が書けない方や身体に障害がある方で、希望する方には投票の秘密を侵すことなく係員がお手伝いします。

また、点字での投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 7月21日(日)に投票所に行けない方

### 期日前投票 7月5日(金)から

投票日に仕事・旅行・病気・レジャーなどで投票所へ行けない方は、投票日の前日まで期日前投票をすることができます。封書でお送りする「選挙のお知らせ」裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に記入の上、期日前(不在者)投票所にお越しください。

「期日前投票宣誓書(兼請求書)」は期日前(不在者)投票所にも備えてあります。区ホームページ(トップ→区政情報→選挙→各種選挙→参議院議員選挙)からも取り出せます。

投票日までに18歳になる方で、期日前投票を行う日に17歳の方は、期日前(不在者)投票所で不在者投票により投票できます。

#### ●期日前(不在者)投票所

時間 午前8時30分～午後8時(イトーヨーカドー四つ木店を除く)

期間	会場
7月5日(金) ～20日(土)	区役所1階正面玄関(立石5-13-1)
	堀切地区センター(堀切3-8-5) 亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階) 新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1) 高砂地区センター(高砂3-1-39) 金町地区センター(東金町1-22-1) 西水元地区センター(西水元5-3-1-101)
7月14日(日) ～20日(土)	イトーヨーカドー四つ木店2階(四つ木2-21-1) ▷14・15・18・20日 午前9時～午後8時 ▷16・17・19日 午前10時～午後8時

お住まいの地域にかかわらず、どの会場でも投票できます。

### 不在者投票

#### 【請求先・問い合わせ】

〒124-8555葛飾区役所選挙管理委員会事務局(区役所4階434番)  
☎5654 - 8492～6

#### ▶葛飾区外で投票する方

出張などで区外に滞在中の方は、滞在地の選挙管理委員会の指定する場所で不在者投票ができます。「選挙のお知らせ」裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」を記入し、葛飾区選挙管理委員会に郵送または持参で投票用紙などを請求してください。折り返し投票用紙などを滞在先に郵送しますので、お早めに請求をお願いします。

#### ▶入院または福祉施設などに入所している方

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設で不在者投票ができます。詳しくは病院や施設の事務担当者へお問い合わせください。

#### ▶身体の重い障害などにより外出が困難な方

自宅で投票(郵便等投票)ができます。身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険で「要介護5」の認定を受けている方など、一定の条件があります。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、7月17日(水)午後5時までに選挙管理委員会事務局に持参か郵送で投票用紙などを請求してください。

#### ▶在外投票(帰国投票)

在外選挙人名簿に登録されている「在外選挙人証」をお持ちの方で、一時帰国もしくは帰国して間もないため国内の選挙人名簿に登録されていない方は、国内で在外投票(帰国投票)ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。